

三条市外国人介護人材 受入環境整備補助金

市内介護事業者の人材確保を支援するため、事業者が行う外国人介護人材の就業環境及び生活環境整備の取組に対し補助金を交付します。

補助内容

補助上限額 30万円 補助率 3分の2

補助対象者

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 三条市内において、介護サービス事業所等を運営する法人であること。
 - (2) 上記の介護サービス事業所等において外国人介護人材を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定であること又は交付申請の日から1年以内に介護サービス事業所等において新たに外国人介護人材を雇用する具体的な計画があること。
 - (3) 納期限の到来した市税を完納していること。
- ※詳しい要件は交付要綱、手引きをご確認ください。

補助対象経費

日本語学習支援事業

外国人介護人材のための日本語学習の講習及びテキストの購入並びに翻訳機等の備品の購入、日本語能力試験の受験その他外国人介護人材の日本語習得のための経費

例) 講師謝礼金、消耗品費、
研修資料印刷費、受験料 など

生活環境整備事業

外国人介護人材の通勤費用支援、日常生活における移動費用支援、送迎車の運行その他外国人介護人材の移動支援のための経費

例) 燃料費、送迎車賃借料、
送迎車購入費、公共交通運賃
など

申請受付

受付期間 令和8年4月27日(月)～令和9年1月29日(金)

※申請を検討する場合は、申請前に高齢介護課介護認定係までご相談ください。
※予算がなくなり次第、募集を締め切ります。